

# 那須サファリパークにおけるベンガルトラによる咬傷事故への対応について

動物愛護指導センター  
令和4（2022）年1月5日

## 1 概要

令和4（2022）年1月5日、8時29分に県庁生活衛生課から動物愛護指導センター普及指導課宛てに「那須サファリパークでトラによる咬傷事故が発生した。」と情報提供があった。

標記施設に架電により確認したところ、ベンガルトラ1頭が3名の飼育員を襲い、内2名が重傷であると確認できたことから、同日13時30分に立入検査し、今後の対応方針を検討した。

## 2 対象施設

特定動物飼養者 (株)那須サファリパーク那須支店 (那須郡那須町高久乙 3523)  
飼養施設の所在地 那須郡那須町高久乙 3523  
特定動物の種類及び数 ベンガルトラ 7頭 (実際の飼養は2頭)

## 3 立入検査結果

### (1) 特定飼養施設（おり型施設）について

- ・前室、キーパー通路、獣舎（アニマル通路前室）、アニマル通路、獣舎（寝床）のエリアに区分（別紙参照）
- ・各エリアは、扉の上げ下げにより仕切られ、各扉は固定及び施錠できる設備である。
- ・立入り時点では、檻、錠等の破損は認められなかった。
- ・「特定動物飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目」（平成18年1月20日 環境省告示第21号）及び「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」（平成18年1月20日 環境省告示第22号）に基づく管理についての不適事項はなかった。

### (2) 動物の取扱いについて

- ・「飼育手順マニュアル」に基づき、2名の飼育員が給餌・放牧作業に当たる。
- ・1名が無通电の放飼場の外部から専用扉を開けて入り、トランシーバーで通电を別の飼育員に頼み放飼場内部を巡回しながら通电状態を確認する。その後放牧する。

### (3) 咬傷事故の原因

- ・立会した職員によると、当該トラの獣舎（寝床）に1月4日夕方に与えた餌が残っていたこと、また、アニマル通路に糞便があったことから一晩アニマル通路側におり、1月4日時点で獣舎（寝床）に入ったことの確認を怠った可能性がある。
- ・作業開始に当たって、2名で対応すべきところ、電牧の専用扉が凍結していたことから獣舎側から放飼場に入ろうとした。その際、飼育員Aが獣舎（寝床）に当該トラがいるか否かの確認を怠り、獣舎（アニマル通路前室）を開扉した。
- ・以上のことから、「飼育手順マニュアル」による手順をとらず、二重のヒューマンエラーが発生し当該トラと飼育員Aが鉢合わせし咬傷事故に至ったと考えられた。

### (4) 事故時の状況

- 8:20 飼育員Aが獣舎を開扉し当該トラと鉢合わせ受傷  
飼育員Aの悲鳴により飼育員Bがキーパー通路に入り当該トラを箒で威嚇したが、飼育員Bがキーパー通路奥に当該トラにより引きずられていった。その間、飼育員Cが飼育員Aを助け出した。
- 9:15 麻酔銃、吹き矢にて当該トラに麻酔をかけた。
- 9:30 飼育員Bを助け出した。

## 4 対応方針

- 当該施設管理者に対し以下を求める。
  - ・「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動愛法」という。）第33条に基づく報告（動物の所在確認方法の改善、放飼場専用扉凍結の対応、従業員教育等改善計画を含む。）
  - ・「栃木県動物の愛護及び管理に関する条例」第11条に基づく事故届（1月5日受理）
- 同種動物を保管する他施設の立入調査（1月5日実施済み）
- 特定動物飼養保管する者に対し注意喚起の通知発出

5 参考情報（環境省事務提要：「犬以外の動物による人身事故状況」）

【群馬県】 インドゾウが飼育員に走りより鼻で倒した→法第 32 条の措置命令なし

【東京都】 ニシゴリラが飼育員と揉み合いになり噛みつかれた→法第 32 条の措置命令なし